

「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」の一部改定について

いつも格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。  
さて、早速ではございますが、サービス変更等に伴い、2024年1月1日より「野村の証券取引約款（法人のお客様用）」を改定いたしますのでご案内申し上げます。

(下線部変更)

新	旧
<p>野村の証券取引約款(法人のお客様用) 第1章 基本約款 第7節 その他の通則 第31条(承継により他の事業者から移管されたサービスまたは取引等の取扱い) 当社が合併、吸収分割その他の事由により、他の事業者から証券事業を承継した場合、当該事業者から当社に移管されたお客様のサービスまたは取引等については、当該承継以後、この約款が適用されます。この場合、当該承継の時点において、この約款に従って必要となる当該移管前のサービスまたは取引等に相当する当社のサービスまたは取引等のご利用に係る契約が当社とお客様の間で締結されたものとして取扱います。なお、当該サービスまたは取引等を当該承継以降にご利用いただくに際して、当社が別途定める手続きを要する場合があります。</p> <p>第32条(合意管轄) (省略)</p> <p>2024年1月</p>	<p>野村の証券取引約款(法人のお客様用) 第1章 基本約款 第7節 その他の通則 (新設)</p> <p>第31条(合意管轄) (省略)</p> <p>2023年4月</p>

以上